

資料提供日

平成 26 年 7 月 25 日

発 表 者	大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 2 号 大阪中之島ビル 9 階 大阪湾広域臨海環境整備センター		
	業務課長	秦	武人
	TEL	06-6204-1722	
	環境課長	角田	康輔
	TEL	06-6204-1725	
	企画課長	雨宮	功
	TEL	06-6204-1724	
	財務課長	坂本	昌治
	TEL	06-6204-1723	

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、大阪市、堺市、神戸市、姫路市の各府県政・市政記者クラブ同時提供)

ダイオキシン類基準超過廃棄物搬入事案に係る大阪湾フェニックス事業の信頼回復に向けた大阪湾広域臨海環境整備センターの取り組みについて

標記について、大阪湾広域臨海環境整備センター(以下「本センター」)は、近畿 2 府 4 県 168 市町村及び 4 港湾管理者が出資し、地元住民をはじめ関係者の理解と協力を得ながら、大阪湾の埋立により、近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋め立てた土地を活用して港湾機能の整備を図るフェニックス事業を推進しております。

この度、高島市、城南衛生管理組合によるダイオキシン類基準超過廃棄物の違法な搬入が連続して明らかになったことについて、環境調査の結果から環境安全面について問題はないものの、本センターとしては、フェニックス事業への信頼が大きく揺らぐ事態であると極めて深刻に受け止めております。

このため、本センターとしては、一刻も早く信頼回復を図るため、下記の取り組みを鋭意進めていきますので、現在の状況についてお知らせします。

記

1 処分場、積出基地周辺の環境安全の確認 環境課

本センターで例年定期的実施している環境監視調査及び追加環境調査の結果から、放流水、周辺海域及び大気質は基準（排出基準及び環境基準）を大幅に下回っており、環境安全面で問題がないことを確認した。

ばいじん処理物は飛散防止の措置をして搬入されていることに加えて、神戸処分場では念のために陸域化した箇所の覆土を施工済みであり、周辺に飛散する恐れはない。

本センターでは当面、頻度を高めて環境監視調査を実施し、念のため、環境安全面で問題がないか監視を継続する。

なお、3②イに関連して、念のため姫路基地の追加調査を実施中である。

（環境監視調査及び追加環境調査結果は別紙 1 参照）

2 他の自治体（基準超過のあった高島市及び城南衛生管理組合を除く。）から搬入されたばいじん処理物についての確認 業務課

対 策	内 容
基準遵守の確認と徹底について	・ 6 月 11 日付け文書により、対象事業所に対して基準遵守の確認と徹底について要請した。 ・ 6 月 20 日付け文書により、特に法定基準が適用される事業場に対しては、焼却炉が設置されてから現在に至るまで、過去に遡って法令を遵守していたことの確認を行い、基準違反がないことを確認した。

3 再発防止に向けた取り組みについて

排出する事業場での複数回検査の実施、本センターの検査強化と体制強化及び関係府県市の指導監督局との合同立入調査等、次のとおり重層的なチェック体制を構築し再発防止に取り組む。

①排出事業者自らによる検査強化 業務課

対 策	内 容
排出廃棄物の複数回の分析実施	一般廃棄物排出事業者 111 事業場に対して年度当初の契約時に提出される検査結果に加えて、本年度における成分分析について、8 月中旬を目途として実施を依頼。 7 月 22 日現在 4 件回答があり、基準違反がないことを確認。 なお、来年度以降も年内一定の間隔において複数回の検査を義務づけることとしている。

②大阪湾センターの検査（搬入時抜き取り検査）強化 業務課

対 策	内 容
ア一般廃棄物の抜き取り検査	一般廃棄物排出事業者 113 事業場に対する抜き取り検査を年内を目途に実施しており、平成 26 年 7 月 22 日現在 37 事業場の検査を完了し、いずれも基準違反はなかった。
イ民間産業廃棄物の抜き取り検査	・一般廃棄物と併せて、民間の産業廃棄物排出事業者に対しても抜き取り検査を強化して実施している。ばいじん処理物を搬入している全 31 事業場のうち平成 26 年 7 月 22 日現在 4 事業場が完了している。 ・その結果、民間業者 A 社がダイオキシン類の法令の基準値や本センターの受入基準を超えたばいじんを姫路基地に搬入したものを、神戸沖処分場に埋め立て処分したことがわかった。 このため、本センターは平成 26 年 7 月 23 日付けで A 社に対して搬入停止の措置を講じるとともに、基準超過の原因と対策、超過時期、ならびに搬入量について報告を求めている。また、あわせて指導監督庁（姫路市）に対し排出事業者への指導を要請した。 本件の経過については以下のとおりである。 <経過> ・平成 26 年 6 月 2 日（月） A 社のばいじんを本センター姫路基地で抜取検査。 ・平成 26 年 7 月 8 日（火） 分析業者より分析の結果報告あり（7.2ng-TEQ/g）。 ・平成 26 年 7 月 9 日（水） A 社に搬入自粛を要請する。以後、A 社から搬入なし。 ・平成 26 年 7 月 10 日（木） 分析業者に再分析を依頼。 ・平成 26 年 7 月 11 日（金） A 社に搬入自粛の要請文を手交する。指導監督庁（姫路市）に指導を依頼する。 ・平成 26 年 7 月 18 日（金） 産業廃棄物排出事業者に対して文書で廃棄物の適正処理を徹底するよう依頼する。 ・平成 26 年 7 月 22 日（火） 分析業者より再分析の結果報告あり（8.0 ng-TEQ/g）。 ・平成 26 年 7 月 23 日（水） A 社に対し搬入停止措置をとる。

③府県市と連携した合同立入調査 業務課

対 策	内 容
合同立入調査の実施状況	・府県等指導監督部局との連携を強化するため、平成 26 年 6 月 20 日、広域処分場適正受入協議会において、府県等指導監

	督部局へ基準遵守の確認と徹底を要請するとともに、113 事業場に対する合同の立入検査を年内完了を目途に実施している。 ・平成 26 年 7 月 22 日現在 37 事業場の調査を実施し、基準違反はなかった。
--	---

④センターの体制強化

環境課

対 策	内 容
ダイオキシン類に関する技術アドバイザーの設置	最終処分場における廃棄物の適正な受入及び管理に関する意見や環境監視結果に対する評価等について、廃棄物工学等を専門とする京都大学 高岡昌輝教授、大阪工業大学 渡辺信久教授の 2 名の学識経験者を平成 26 年 7 月 1 日付で「技術アドバイザー」として設置し、ダイオキシン類に係る専門的見地からの指導・助言を受けている。
ダイオキシン類監視専任官の設置	ダイオキシン類廃棄物の受入調査等の強化を図るため、平成 26 年 6 月 26 日付で専任官を本センター内に設置した。専任官を中心として事業場の立入調査を機動的に実施している。

⑤廃棄物受入に関する検討委員会の設置（別紙 2 参照）

企画課

再発防止の取り組みの実効性を確保するための評価・検証を行うとともに、引き続き大阪湾フェニックス事業を円滑に進めるため、廃棄物の適正受入に関し本センターとして対応すべき事項等について「廃棄物受入に関する検討委員会」を設置して検討する。

4 費用請求等

財務課

高島市及び城南衛生管理組合に対しては、この度の事案に対する真摯な改善の取組みを強く要請するとともに、適宜、その報告を求めている。

また、当該事案に関して必要となった環境調査及びその結果更なる具体的措置が必要となった場合の費用等について請求を行う。

別紙 1

神戸沖処分場、尼崎基地の環境調査結果

調査項目	頻度等	結果	単位	基準
放流水	年 4 回	0.0000084~0.098	pg-TEQ/L	10 以下
海域の水質	2 地点×年 4 回	0.042~0.15（年平均）	pg-TEQ/L	年平均 1 以下
大気質	3 地点（神戸沖 2、尼崎基地 1）×年 1 回	0.010~0.054（神戸沖） 0.038~0.10（尼崎基地）	pg-TEQ/m ³	年平均 0.6 以下

※ 平成 19~25 年度調査結果、ただし、神戸沖の大気質調査は陸域化の始まった平成 20 年度からの（最小値~最大値）

神戸沖処分場、尼崎基地の追加調査結果

調査項目	期日	地点数	結果	単位	基準
放流水	5月12日 7月16日	(放流点)	0.000039 (分析中)	pg-TEQ/L	10 以下
海域の水質	5月12日 7月16日	2 地点	0.052、0.053 (分析中)	pg-TEQ/L	年平均 1 以下
大気質	5月29日 ～ 6月5日	3 地点 (神戸沖 2、尼崎基地 1)	0.016、0.073(神戸沖) 0.043(尼崎基地)	pg-TEQ/m ³	年平均 0.6 以下

大阪沖処分場、堺基地の環境調査結果

調査項目	頻度等	結果	単位	基準
放流水	年 4 回	0.000090～1.1	pg-TEQ/L	10 以下
海域の水質	3 地点×年 1 回	0.044～0.11	pg-TEQ/L	年平均 1 以下
大気質	1 地点 (堺基地) ×年 1 回	0.061～0.28	pg-TEQ/m ³	年平均 0.6 以下

※ 放流水・海域の水質は平成 21～25 年度調査結果及び堺基地の大気質は平成 19～25 年度調査結果の（最小値～最大値）。大阪沖処分場は陸域化していないため、大気質調査は実施していない。

大阪沖処分場、堺基地の追加調査結果

調査項目	期日	地点数	結果	単位	基準
放流水	7月1日	(放流点)	0.00021	pg-TEQ/L	10 以下
海域の水質	7月1日	3 地点	0.053、0.055、0.56	pg-TEQ/L	年平均 1 以下
大気質	7月1日 ～ 7月8日	3 地点 (大阪 沖 2、堺基地 1)	(分析中、7/28 判明 予定)	pg-TEQ/m ³	年平均 0.6 以下

姫路基地の環境調査の結果

調査項目	頻度等	結果	単位	基準
大気質	姫路基地 1 地点×年 2 回	0.016～0.052	pg-TEQ/m ³	年平均 0.6 以下

※ 平成 20～25 年度調査結果（最小値～最大値）

姫路基地の追加調査結果

調査項目	期日	地点数	結果	単位	基準
大気質	7月16日 ～ 7月23日	1 地点	(分析中)	pg-TEQ/m ³	年平均 0.6 以下

「廃棄物受入に関する検討委員会」の設置について

1 設置の趣旨

今般、市町村からの一般廃棄物（ばいじん処理物）が、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）の定める受入基準を超過したまま長期間搬入される事案が発生したことを受け、センターでは、関係府縣市とも連携しながらチェック体制の強化等再発防止に向けた取り組みを開始したところです。

このような状況を受け、再発防止の取り組みの実効性を確保するための評価・検証を行うとともに、引き続き大阪湾フェニックス事業を円滑に進めるため、廃棄物の適正受入に関しセンターとして対応すべき事項等について「廃棄物受入に関する検討委員会」を設置して検討します。

2 主な検討事項

- ・再発防止の取り組みの検証、評価
- ・搬入停止措置及びその解除等の要件、手順の見直し
- ・受入に関する課題とセンターの対応

3 委 員

（順不同）

藤田 正憲	大阪大学名誉教授
新澤 秀則	兵庫県立大学教授
高岡 昌輝	京都大学大学院教授
黒坂 則子	同志社大学准教授

なお、オブザーバーとして、国、関係府県市の環境担当部局に出席を依頼

4 スケジュール

①年内に 4 回程度の委員会を開催する予定です。

②第 1 回委員会の開催概要

日 時；平成 26 年 7 月 31 日（木）15:30～

場 所；大阪湾広域臨海環境整備センター本社会議室

5 傍聴等

委員会は非公開で開催し、傍聴はできません。

ただし、初回に限り、議題に入るまでの冒頭のみカメラ取りは可能です。

議事の概要につきましては、会議終了後、適宜センターのホームページに掲載します。